

(解雇予告手当)

請求の趣旨【前記記載のとおり】

1 被告は、原告に対し、次の金額を支払え。

(1) 金 97,286 円

(2) (1)の金額【のうち金_____円】に対する【令和 元年 9月 11日
本訴状送達の日翌日】から支払済みまで年 ● パーセントの割合による金員

2 訴訟費用は被告の負担とする。

との判決【及び仮執行宣言】を求める。

請求の原因（紛争の要点）

1 原告は、被告に平成 31年 4月 1日雇用され、仕事（レセプトチェック等医療事務）をしていたが、令和 元年 8月 21日に解雇を通告され、
【即日 令和 元年 9月 10日】解雇された。

2 支払われるべき解雇予告手当金は以下のとおりとなる。

(1) 賃金の支払条件

賃金締切日 毎月20日締め 無 の 【当 翌】月 10日払い 不定期払い で、

賃金額 月給 日給 時給 歩合給 【約】300,000円であった。

(2) 平均賃金額（最低保障賃金額を適用，以下同じ）の算出

本件において，平均賃金算定期間は，令和 元年 5月 21日から，令和 元年 8月 20日までの 暦日 実働 a…92日間であり，その期間に

支払われた 支払われるべき 賃金総額は，b…900,000円である。よって，

平均賃金は， $b \div a$ 【×60/100】 = c…9,782円 60銭（以下切捨）となる。

(3) 解雇予告手当金の算出

解雇通告日から解雇日までは，d…20日であり，支払われるべき解雇予告手当金は， $c \times (30 - d) =$ 97,826円（円未満四捨五入）となる。

3 よって，原告は，被告に対し，97,826円【及び遅延損害金】

の支払を求める。

※ ご自身の解雇予告手当の請求額が不明なときは，その額と計算方法につき，あらかじめ労働基準監督署の窓口で確認しておくことをお勧めします。